

議案第 5 号

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会の調査審議等に関する規定について所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第4条―第9条の2）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第10条―第22条）

第2節 訂正（第23条―第23条の7）

第3節 利用停止（第23条の8―第23条の13）

第4章 審査請求（第23条の14―第23条の23）

第5章 個人情報保護審査会（第24条）

第6章 補則（第25条―第34条）

附則

第1章 総則

第2条各号を次のように改める。

- (1) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるもののうち、特定個人情報に該当しないものを除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報をも容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 事業者 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3条第2項を削り、同条の次に次の章名を付する。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第4条第1項各号列記以外の部分中「実施機関」の次に「（実施機関が管理者である場合にあつては、その権限に属する事務を分掌させるために設けられた組織の長。次項において同じ。）」を加え、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報取扱事務における個人情報の利用目的（次条第1項に規定する利用目的をいう。）

第4条第3項中「伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会（第24条第1項を除き、以下「審査会」という。）」を「審査会（第24条第1項に規定する伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会をいう。以下この章から第4章までにおいて同じ。）」に改める。

第5条第1項中「個人情報取扱事務の目的」を「その利用の目的（以下「利用目的」という。）」に、「当該目的」を「当該利用目的」に改め、同条第2項第5号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

(5) 犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持のために必要と認められるとき。

(6) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けるとき。

(7) 申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報を収集するとき。

第5条第3項中「第5号」を「第8号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第20条第1項第3号及び第31条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第6条第1項中「個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報」を「利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同項第5号中「本人」を「本人又は第三者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 実施機関は、前項ただし書の規定（第1号及び第2号に係る部分を除く。）の規定により保有個人情報を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る保有個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第6条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第6条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第6条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

第7条第1項中「実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のもの」を「当該実施機関に係る保有個人情報を当該実施機関以外のもの」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第8条第1項中「個人情報取扱事務の目的」を「利用目的」に、「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「き損及び」を「毀損又は」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第9条第2項中「ものは、」の次に「個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他の」を加え、同条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(従事者の義務)

第9条の2 実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第1項に規定する業務の委託を受けたもの及び当該業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第9条の2の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第10条から第22条までを次のように改める。

(開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、死者の保有個人情報については、その情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報であると認められるときに限り、開示請求をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人（保有特定個人情報を除く保有個人情報にあっては、病気その他やむを得ない理由により自ら開示請求できない者に限る。）の委任による代理人（以下この節において「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第11条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所（法人である代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び

住所又は居所

(3) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第12条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣その他国の機関若しくは三重県の機関の指示により開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第10条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第19条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。) 、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 指導、診断、判定、選考、評価、相談等に関する事務に関し、その適正な執行に支障が生ずるおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 組合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分開示)

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場

合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第14条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示を実施する日時及び場所を速やかに書面により通知しなければならない。ただし、第5条第5項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第16条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求が実施機関に到達した日から起算して15日以内（第19条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、30日以内）にしなければならない。ただし、第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第17条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求が実施機関に到達した日から起算して30日以内（第19条第1項又は第2項の規定による

通知を行う場合にあっては、45日以内)にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(理由付記等)

第18条 実施機関は、第15条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る保有個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第23条の16及び第23条の17において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定(第15条第1項の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日、開示しようとする理由並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第23条の15及び第23条の16において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施

する日を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(開示の実施)

第20条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 閲覧又は写しの交付
- (2) フィルムに記録されている保有個人情報 視聴又は写しの交付
- (3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

- 2 前項の規定にかかわらず、視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第21条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第22条 この節の規定による保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 この節の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第22条の次に次の節名を付する。

第2節 訂正

第23条を次のように改める。

(訂正請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第23条の8第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人

情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第21条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なうなければならない。

第23条の次に次の6条、1節、1章及び章名を加える。

（訂正請求の手續）

第23条の2 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所（法人である代理人が本人に代わつて訂正請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 代理人が本人に代わつて訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第11条第2項及び第3項前段の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同項前段中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」とあるのは「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。

（保有個人情報の訂正義務）

第23条の3 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行なうなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第23条の4 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その

旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（訂正決定等の期限）

第23条の5 前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求が実施機関に到達した日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第23条の2第3項において読み替えて準用する第11条第3項前段の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第23条の6 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

（保有個人情報の提供先への通知）

第23条の7 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第23条の8 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りで

ない。

(1) 第5条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反して収集されているとき、第6条第1項若しくは第6条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条第1項又は第6条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手続）

第23条の9 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所（法人である代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

2 第11条第2項及び第3項前段の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同項前段中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」とあるのは「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

（保有個人情報の利用停止義務）

第23条の10 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支

障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第23条の11 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第23条の12 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求が実施機関に到達した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第23条の9第2項において読み替えて準用する第11条第3項前段の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第23条の13 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第23条の14 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第23条の15 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第23条の16 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第23条の17 第19条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第23条の18 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条の19 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第23条の20 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第23条の21 審査会は、第23条の18第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の

意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第23条の2 2 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条の2 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5章 個人情報保護審査会

第24条第1項中「伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 審査会は、第1項に規定する事項を行うほか、実施機関から諮問があったときは、番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。

第24条の次に次の章名を付する。

第6章 補則

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第30条中「公文書に記録されている個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第31条中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」を削る。

第34条中「第15条第1項の規定による公文書の開示」を「開示決定に基づく保有個人情報の開示」に改める。

第2条 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条の2第2項中「は、保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第23条の7中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第23条の8第1項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び附則の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第3章及び第4章の規定は、平成28年4月1日以後にされたこれらの規定に規定する開示請求、訂正請求、利用停止請求及び審査請求について適用し、同日前にされた第1条の規定による改正前の伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第10条から第23条までに規定する開示請求、訂正等請求、是正請求及び不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日前において改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした処分、手続その他の行為であって、改正後の条例に相当の規定があるものは、改正後の条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 平成28年4月1日前において改正前の条例第15条の規定により開示を行っている場合において、同日以後に改正後の条例第23条第2項の訂正請求又は改正後の条例第23条の8第2項の利用停止請求を行おうとするときにおける改正後の条例第23条第3項及び第23条の8第3項の規定の適用については、これらの規定中「保有個人情報の開示を受けた日」とあるのは、「平成28年4月1日」とする。